

平塚市教育委員会 令和7年4月定例会

日 時：令和7年4月22日(金) 14時から

場 所：平塚市役所本館7階720会議室

- 1 教育長報告
 - (1) 令和7年度教職員の配置状況について
 - (2) その他

- 2 教育長臨時代理の報告
 - (1) 報告第1号 平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員の委嘱について
 - (2) その他

- 3 議案第1号 平塚市小規模特認校の実施について

- 4 議案第2号 平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例施行規則を廃止する規則について

- 5 議案第3号 平塚市心臓疾患判定委員会委員の委嘱について

- 6 議案第4号 平塚市腎臓疾患判定委員会委員の委嘱について

- 7 議案第5号 平塚市結核対策委員会委員の委嘱について

- 8 議案第6号 平塚市学校運営協議会委員の委嘱等について

- 9 議案第7号 平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

- 10 陳情第1号 専門スタッフによるオンライン授業の促進について改善を求める陳情

- 11 その他

令和7年度 教職員の配置状況

令和7年4月1日現在

1 児童生徒数の増減

小学校

	普通学級	特別支援学級	合 計
6.4.1	11077	523	11600
7.4.1	10873	578	11451
増 減	▲ 204	55	▲ 149

中学校

	普通学級	特別支援学級	合 計
6.4.1	5717	250	5967
7.4.1	5540	265	5805
増 減	▲ 177	15	▲ 162

2 学級の増減

小学校

	普通学級	特別支援学級	合 計
6.4.1	385	114	499
7.4.1	387	118	505
増 減	2	4	6

中学校

	普通学級	特別支援学級	合 計
6.4.1	172	55	227
7.4.1	165	58	223
増 減	▲ 7	3	▲ 4

実学級数	391		509
------	-----	--	-----

実学級数	167		225
------	-----	--	-----

3 教職員数増減【（ ）は内欠員数】

小学校

	校長	教頭	総括教諭・教諭	養護教諭	栄養教諭	学校事務職員	栄養職員	合 計
6.4.1	28	29 <small>中学校兼務1名を含む</small>	658 (69)	29 (4)	6	34 (13)	3 (2)	787 (88)
7.4.1	28	29 <small>中学校兼務1名を含む</small>	672 (72)	29 (7)	4	34 (13)	3 (1)	799 (93)
増減	0	0	14	0	▲ 2	0	0	12

中学校

	校長	教頭	総括教諭・教諭	養護教諭	栄養教諭	学校事務職員	栄養職員	合 計
6.4.1	15	16 <small>小学校兼務1名を含む</small>	402 (75)	15 (4)	0	17 (6)	0	465 (85)
7.4.1	15	16 <small>小学校兼務1名を含む</small>	405 (85)	15 (4)	1	18 (9)	1 (1)	471 (85)
増減	0	0	3	0	1	1	1	6

総 計

	県費教職員
6.4.1	1251
7.4.1	1269
増減	18

一分校教頭を含む

	児童生徒数
6.4.1	17567
7.4.1	17256
増減	▲ 311

報告第1号

平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員の委嘱について

平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和37年教委規則第4号）第2条第2項の規定により、別紙のとおり、平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員について、事務を臨時に代理し、委嘱を行ったので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年4月22日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野雅裕

議案第1号

平塚市小規模特認校の実施について

平塚市小規模特認校について、別紙のとおり実施するものとする。

令和7年4月22日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉野 雅 裕

土屋小学校 小規模特認校の実施について

1 概要

土屋小学校における小規模特認校の実施にあたり、令和8年4月から入学生・転入生の受入れを開始します。

2 経緯

令和6年4月時点の全児童数は86人で、市内で唯一100人を下回っている状況です。推計では、数年後には複数の学年で10人を下回る学年が想定され、多様な考え方に触れる機会が減少したり、集団で行う授業及び行事等、活動に制限が生じたりすることが懸念されます。

そのため、市内全域から通学することができ、小規模ならではの特色ある教育を実践できる小規模特認校について、学校・地域・保護者・教育委員会が協議を重ね、実施に向けた合意が形成されました。

3 スケジュール（予定）

日時	内容	その他
令和7年 5月1日	記者発表	・令和8年度に向けた募集を公表
6月26日	事前学校見学会	
11月6日、7日	学校見学会・説明会	見学会（授業参観）の後に説明会
11月17日の週	校長及び教育委員会面談 （抽選）	※定員を超えた場合
令和8年 1月	決定通知・就学通知発送	
4月	入学生・転入生受入れ開始	

4 募集内容

- ・別添「平塚市小規模特認校の実施に関する要綱」をもとに、毎年度「募集案内」と「リーフレット」を作成して広く周知をしていきます。
- ・土屋小学校を卒業後は、学区指定変更により土沢中学校にも就学できます。

以上

平塚市小規模特認校の実施に関する要綱

(令和7年5月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（昭和59年教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき就学すべき小学校の指定を変更することを認める小規模の特定の小学校（以下「小規模特認校」という。）の実施について必要な事項を定める。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校は、平塚市立土屋小学校とし、小規模特認校への就学を認める学年は、全ての学年とする。

(募集人数)

第3条 小規模特認校に就学できる児童数は、当該小規模特認校に在籍する児童数を勘案し、教育委員会が小規模特認校の校長と協議の上で決定する。

(就学時期及び就学期間)

第4条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。

- 2 小規模特認校に就学する児童は、転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、小学校を卒業するまで当該小規模特認校に就学するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認められるときは、小規模特認校の校長と協議の上、当該児童を規則第4条の規定により指定する小学校に転入させることができる。

(就学の申請)

第5条 小規模特認校に就学の申請をすることができる児童は、市内に住所を有する者又は就学の前日までに本市に転入を予定している者とする。

- 2 小規模特認校に就学を希望する児童の保護者は、別に定める期間内に、小規模特認校指定変更申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(面談)

第6条 小規模特認校への就学を希望する保護者及び児童は、前条の規定による申請をする前に、別に定める小規模特認校の校長及び教育委員会の面談を受けるものとする。

(就学等の決定)

第7条 教育委員会は、前条の面談の結果を基に小規模特認校の校長と協議した上で就学の可否を決定し、当該児童の保護者及び小規模特認校の校長に「小規模特認校指定変更決定通知書（第2号様式（1）又は第2号様式（2））」により通知する。

- 2 第3条の規定により決定した募集人数を上回る申請があったときは、教育長が別に定める方法により選考を行う。

(就学後の遵守事項)

第8条 小規模特認校に就学した児童の保護者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 小規模特認校の教育活動等に協力すること。
- (2) 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。

(中学校への就学)

第9条 規則第6条の規定により、小規模特認校を卒業する見込みである児童が当該小規模特認校の通学区域の範囲を通学区域とする中学校への就学を希望するときは、学校教育法施行細則（昭和62年教育委員会規則第2号）第8条の規定による学校指定の変更の申立てを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

小規模特認校指定変更申請書

(宛先)

平塚市教育委員会

申請者（児童の保護者）

住所

氏名

連絡先

次のとおり、小規模特認校への就学を申請します。

児 童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住 所	平塚市
指定を受けた学校	平塚市立 小学校 第 学年	
就学を希望する学校	平塚市立土屋小学校 第 学年	
就学を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
通学の手段		
申請理由		

第2号様式(1)(第7条関係)

年 月 日

様

平塚市教育委員会

小規模特認校指定変更通知書

年 月 日付けで申請のありました小規模特認校就学申請について、次のとおり指定の変更を承認しましたので通知します。

1 承認します

児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	平塚市
就学を承認した学校	平塚市立土屋小学校 第 学年	
就学を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
遵守事項	1 小規模特認校の教育活動等に協力すること。 2 通学は、保護者の責任において行うこと。	

2 承認しません

承認しない理由	
---------	--

第2号様式(2)(第7条関係)

年 月 日

(宛先)

小学校長

平塚市教育委員会

小規模特認校指定変更通知書

年 月 日付けで申請のありました小規模特認校就学申請について、次のとおり指定の変更を承認しましたので通知します。

1 承認します

児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	平塚市
就学を承認した学校	平塚市立土屋小学校 第 学年	
就学を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
遵守事項	1 小規模特認校の教育活動等に協力すること。 2 通学は、保護者の責任において行うこと。	

2 承認しません

承認しない理由	
---------	--

平塚市小規模特認校

土屋小学校 令和8年度児童募集案内

～土屋小学校は学区を超えて通学できる「小規模特認校」です～

1 就学できる方

次の(1)～(6)の全てを満たす方

- (1) 令和8年4月1日時点で平塚市内に住所を有している又は前日までに平塚市への転入を予定している。
- (2) 土屋小学校の教育活動に理解・賛同し、土屋地域との交流活動に積極的に参加・協力できる。
- (3) 通学は、指定された登下校時刻に合わせ、保護者の責任と負担において行う。(車の乗降は、指定された場所のみとします。)
- (4) 児童の心身の状況が、学区外通学に耐えることができる。
- (5) 原則として、卒業まで通学することができる。
- (6) その他、土屋小学校が定めるルールを守ることができる。

2 募集対象

新1年生から新6年生まで(令和8年4月1日時点)

3 定員等

(1) 令和8年度は

学年	新1年生	新2年生	新3年生	新4年生	新5年生	新6年生
募集人数	7人程度	10人程度	きょうだい関係等のみ	8人程度	3人程度	5人程度

- (2) 申請者数が定員を超える場合は、入学・転入学希望者のきょうだいが土屋小学校に在学中の児童を優先し、その他の児童は抽選とします。
- (3) 土屋小学校を卒業後は、土沢中学校にも就学できます。

4 学校見学会・説明会

土屋小学校の特色を理解するために、入学・転入学を希望する方は必ずご出席ください。

(1) 開催日時

① 令和7年11月6日(木) 13時45分から

② 令和7年11月7日(金) 13時45分から

※いずれかの日程でご出席ください。

(2) 申込み

開催3日前までに直接、土屋小学校(0463-58-1414)へ連絡してください。

5 面談

学校見学会・説明会に参加した保護者及び児童を対象に、面談を実施します。

(学校の特色を説明するほか、通学方法などを確認させていただきます。)

(1) 面談実施予定日

11月17日(月)の週を予定しています。(詳細は決定次第、市ホームページでお知らせします。)

(2) 面談場所

土屋小学校

(3) 申込み

「4 学校見学会・説明会」に出席した際に、直接学校にお申し込みいただくか、開催日3日前までに土屋小学校(0463-58-1414)へ連絡してください。

学校見学会・説明会・面談時の駐車場について

お車で来場される場合、学校の敷地内に車で乗り入れることはできません。

当日は指定された多目的広場に駐車していただくようお願いします。

<多目的広場へのルート案内>

県道44号平塚松田線を平塚方面から進み、「神奈川大学入口」の信号を松田方面へ200m直進した右手側です。(旧平塚市立土屋幼稚園付近)

※見学会・説明会等の際には係員が誘導いたします。(開催日以外は開放していません。)

6 申請手続

(1) 申請期間

令和7年11月20日(木)から11月28日(金)まで
(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで)

(2) 申請書類

面談時に配付した申請書を記入し、市役所本館7階705窓口(学務課学務担当)へご持参ください。

7 入学・転入学の決定

申請書及び面談内容を確認し、結果を令和8年1月末日までに保護者に通知します。

8 その他

新1年生対象の就学時健康診断は、教育委員会から送付されている通知書に記載されている会場で受診してください。

【お問合せ先】

・平塚市教育委員会 学校教育部 学務課 学務担当(電話:0463-35-8118)

・平塚市立土屋小学校(電話:0463-58-1414)

・小規模特認校制度に関するホームページ

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyoiku/page20_00078.html

(二次元バーコードはこちら→)



議案第2号

平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例施行規則を廃止する規則について

平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例施行規則を廃止する規則について、別紙のとおり定めるものとする。

令和7年4月22日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例施行規則を廃止する規則（案）

平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の廃止要旨

平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例の廃止に伴い、この規則を廃止する。

議案第3号

平塚市心臓疾患判定委員会委員の委嘱について

平塚市心臓疾患判定委員会委員について、別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年4月22日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉野 雅 裕

議案第4号

平塚市腎臓疾患判定委員会委員の委嘱について

平塚市腎臓疾患判定委員会委員について、別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年4月22日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉野 雅 裕

議案第5号

平塚市結核対策委員会委員の委嘱について

平塚市結核対策委員会委員について、別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年4月22日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

議案第6号

平塚市学校運営協議会委員の委嘱等について

平塚市学校運営協議会委員について、別紙のとおり委嘱等するものとする。

令和7年4月22日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉野 雅 裕

議案第7号

平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

平塚市教育支援委員会委員について、別紙のとおり委嘱等するものとする。

令和7年4月22日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野雅裕

陳 情 文 書 表

平塚市教育委員会令和7年4月定例会

受理番号 陳情第1号	受理年月日 令和7年3月28日	開催日 令和7年4月22日
件 名	専門スタッフによるオンライン授業の促進について改善を求める陳情	
陳 情 者	化学物質から健康を守る平塚の会	
陳情要旨 別紙陳情書のとおり		